

平成 21 年 10 月 20 日

委託者情報照会制度について

この度、日本商品先物振興協会において下記の通り「委託者情報照会制度」のシステムを導入致しました。弊社も当該システムの利用を開始致しますので、お客様に於いては内容を確認の上、ご理解いただき同意いただく必要があります。

記

当社は、お客様が当社に委託した商品先物取引によって生じた売買損金又は委託手数料などを、当社が指定する期日までにお支払いいただけない場合には、次の通りお客様の個人データを共同利用させていただきます。

1.共同利用する個人データの項目

- ①氏名、②生年月日（お客様が法人の場合は、代表者の氏名）、③住所又は所在地、④未払金発生日
- ⑤弁済（完済）日 ⑥債務消滅（破産等）

2.登録期間

弁済が完了するまでの期間及び完了後 1 年間（債務消滅の場合消滅後 7 年間）

3.共同利用者の範囲

日本商品先物振興協会の会員である商品取引員

4.利用目的

商品市場における取引の公正確保及び適合性の原則に照らしたお客様との商品先物取引の受託契約締結の妥当性を判断するため。

5.個人データの管理責任者の名称

日本商品先物振興協会委託者情報センター

- ・所在地：東京都中央区日本橋小網町9-4 7階
- ・TEL:03-3664-5731 ・受付時間：平日（月～金）午前 9 時～午後 5 時
- ・FAX:03-3664-5733

以上